

日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようとせず、まずは各種無料相談窓口にご相談してみはいかがでしょうか。

*新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用と体温測定の実施にご理解、ご協力をお願いします。お出かけ前に、ご自宅で体温を測定し、37.5℃以上ある場合のほか、咳症状や倦怠感などがある場合は、相談を見合わせてください。
*市民相談センターの間違い電話が多くなっています。
番号をよくお確かめの上、お電話いただきますようお願いいたします。



一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。
期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～12:00
13:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

消費生活相談

契約トラブルや多重債務、通販、インターネット関連など、消費や契約に係る相談を受け付けます。
期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～12:00
13:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務や債務整理などの法律解釈や手続き、人権に関する相談などを無料で受け付けます。弁護士、行政相談員、人権擁護委員が1回30分に対応します。相談時には、参考となる書類などを持参してください。相談を受けるには、当日電話予約が必要です。

期日 4月5日(木)・19日(木)
時間 10:00～12:00
13:00～15:00
会場 市民相談センター
予約 8:30～
当日電話予約のみ

市民相談センター ☎030088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士が対応します。事前予約可。

期日 4月12日(木)・26日(木)
時間 9:00～11:30
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088

暮らしなんでも無料相談

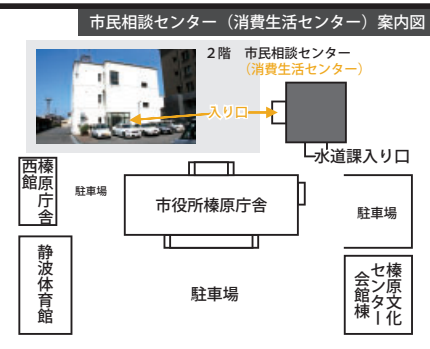
日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～17:00
市民ライフサポートセンターしずおか
しだいはい事務所 ☎054(646)6055

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 4月5日(木)・19日(木)
時間 10:00～12:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎030088



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:15～16:00
会場 さざんか
家庭児童相談室 ☎030083

税の無料相談

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。事前予約が必要です。

期日 4月19日(木)
時間 13:30～15:30
会場 市民相談センター
東海税理士会島田支部 ☎054736575

介護相談

介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。

期日 月曜日～金曜日
*祝日を除く。
時間 9:00～17:00
(水曜日は19時まで)
会場 さざんか
長寿介護課 ☎030076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。

期日 4月21日(金)
時間 13:30～16:00
会場 さざんか
地域包括支援センターオーリーブ ☎028822

環境

毎年4月から6月は「狂犬病予防注射月間」です。忘れないで！狂犬病予防注射

問い合わせ 環境課 大田侑甫 ☎(53) 2609



年1回の飼い犬への予防注射は、法律で義務付けられています。飼い主の皆さまは、事前に動物病院の空き状況などを確認し、密集を避けながら予防注射を受けるようご協力をお願いします。
また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和5年度の狂犬病予防集合注射は中止となりました。ご不便をおかけしますが、お近くの動物病院の利用をお願いします。



なお、病気や高齢などの理由により、獣医師に予防注射を打てないと診断された場合は、獣医師に「狂犬病予防注射実施猶予証」を発行してもらい、環境課へ届け出てください。猶予証が発行された年度に限り、注射が猶予されます。
*新しく犬を飼い始めた人は、30日以内に登録が必要です。登録料(3千円)を持参し、環境課(相良庁舎1階)または市民課(榛原庁舎2階) 窓口申請してください。
*生後90日未満の犬は登録できません。90日経過後に申請をしてください。
*飼い犬が死亡している場合は、市環境課までご連絡ください。

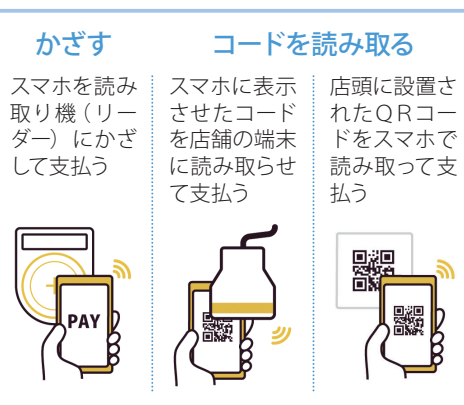
持ち物
①愛犬手帳
②料金3500円
(注射料金2950円・注射済票交付手数料550円)

相談

しっかりと確認してトラブルを防止しましょう。スマホ決済の注意点をお知らせします

問い合わせ 市民相談センター 杉山通明 ☎(23) 0088

スマホ決済は、「○○Pay」などの名称で提供されているキャッシュレス決済手段のひとつです。スマホに専用アプリを入れ、銀行口座やクレジットカードをアプリに登録するほか、現金で事前にチャージできるものもあります。支払いの際に、読み取り機にスマホをかざすもの、バーコードやQRコードを読み取るものなどがあります。



自分に適したスマホ決済事業者を選ぶ
スマホ決済は、利用に応じたポイント付与などが魅力的ですが、

継続的に使わなければ、残額など管理の手間がかかる一方で、ポイントなどのメリットは少なくなります。普段からよく利用する店舗で、そのスマホ決済が使えるかどうか確認しましょう。
なお、利用している携帯電話会社やネット通販サイトなどの系列会社が提供するスマホ決済を選ぶと、同じポイントのため効率的です。

- 決済額を必ずその場で確認し、レシート・利用履歴を残す。
- 第三者に悪用されないように、スマホ端末のロック機能やアプリのパスワードなどの自己管理を徹底する。
- 不正利用時などの補償の有無や条件を確認しておく。
- スマホ紛失時の利用停止方法と、機種変更時のデータ移行方法を事前に確認しておく。
- スマホ決済事業者への連絡方法を確認し、メモしておく。
- 使用できる上限額を確認し、使いすぎに注意する。

トラブル防止 チェックポイント